

各都道府県 PFI 担当部長 殿
各都道府県市区町村担当部長 殿
各指定都市 PFI 担当部長 殿

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）（公印省略）
総務省大臣官房地域力創造審議官（公印省略）

PPP/PFI 手法導入優先的検討規程の策定及び運用について

平素より PPP/PFI の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国及び地方公共団体において、極めて厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくためには、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要であり、多様な PPP/PFI 手法を拡大することが必要となっております。

標記につきましては、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針（令和 3 年改定版）」（令和 3 年 6 月 18 日民間資金等活用事業推進会議決定）（以下「指針」という。）

（参考資料 1）に基づき、「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程の策定及び運用について（要請）」（令和 3 年 6 月 21 日府政経シ第 401 号総行地第 92 号）（参考資料 2）等を発出し、人口 10 万人以上の地方公共団体等において、優先的検討規程（以下「規程」という。）を定め、的確に運用することを助言してきたところです。

先般決定された「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和 5 年改定版）」（令和 5 年 6 月 2 日民間資金等活用事業推進会議決定）（参考資料 3）においては、「人口 20 万人以上の地方公共団体については速やかな策定を促すとともに、人口 10 万人以上 20 万人未満の地方公共団体については、令和 5 年度までの策定を促す」とされました。

つきましては、人口 20 万人以上の地方公共団体のうち規程を未策定の団体は、早急な規程の策定を、人口 10 万人以上 20 万人未満の地方公共団体のうち規程を未策定の団体は、令和 5 年度末までに規程の策定を、それぞれお願いいたします。

さらに、人口 10 万人未満の地方公共団体におかれましても、必要に応じて同様の取組を行っていただきますようお願いいたします。

各都道府県においては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対しても本通知について周知していただくとともに、適切な御助言をお願いします。

なお、規程の策定及び運用に際しては、指針のほか、令和 4 年 9 月に改定した「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程 策定の手引き」（参考資料 4）を参照するとともに、優先的検討規程運用支援（現在募集中 令和 5 年 8 月 4 日応募締め切り）（参考資料 5）や PPP/PFI 行政実務専門家派遣（通年募集）（参考資料 6）、PPP/PFI 専門家派遣（通年募集）（参考資料 7）等の内閣府による支援事業の積極的な活用を検討してください。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項（技術的な助言）に基づくものです。

< 参考資料 >

参考資料 1 多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針

https://www8.cao.go.jp/pfi/yuusenkentou/saitsuuchi/pdf/yuusenkentoushishin_r3.pdf

参考資料 2 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程の策定及び運用について（要請）

https://www8.cao.go.jp/pfi/yuusenkentou/saitsuuchi/pdf/yuusensaiyousei_r3.pdf

参考資料 3 PPP/PFI 推進アクションプラン（令和 5 年改定版）

https://www8.cao.go.jp/pfi/actionplan/action_index_r5.html

参考資料 4 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程 策定の手引き

https://www8.cao.go.jp/pfi/yuusenkentou/shishin_index.html

参考資料 5 優先的検討規程運用支援（現在募集中 令和 5 年 8 月 4 日応募締め切り）

https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/r5/r5_index.html

参考資料 6 PPP/PFI 行政実務専門家派遣（通年募集）

<https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/public/public.html>

参考資料 7 PPP/PFI 専門家派遣（通年募集）

<https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/senmonka/senmonka.html>